

簡易専用水道の届出等の手引き（高知市）

簡易専用水道とは、上水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽に受けて給水する施設のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³（立方メートル）を超えるものをいいます。 *法第3条第7項→施行令第2条

簡易専用水道を設置，変更，廃止したとき，又は登録簡易専用水道検査機関から助言を受けたときは，届出又は報告をしてください。

*高知市簡易専用水道等取扱要綱

Ver 2016. 11. 1

このようなときは		以下の手続き が必要です。	備 考
簡易専用水道	1 簡易専用水道を設置したとき	設置届【→p2】	設置したとき *要綱第4条第1項
	2 簡易専用水道設置届の届出内容又は施設設備（受水槽，高置水槽，ポンプ）を変更したとき	変更届【→p2】	変更が生じたとき *要綱第4条第2項
	<ul style="list-style-type: none"> • 設置者の住所（所在地），氏名，法人代表者氏名，連絡先（電話番号） • 建築物の名称・種類 • 管理者の住所，氏名，連絡先（電話番号） • 受水槽の全容量，有効容量，材質，設置場所 • 高置水槽の基数，全容量，材質 • ポンプの型式，能力 • その他，簡易専用水道設置票に記載した事項（給水系統など） 		
	3 簡易専用水道を廃止したとき	廃止届【→p3】	速やかに *要綱第4条第3項 注：受水槽の入替え等により，有効容量の合計が10m ³ 以下になった場合など，簡易専用水道に該当しなくなった場合にも廃止届の手続きをお願いします。
4 衛生上の問題がある場合の措置について，登録簡易専用水道検査機関から助言を受けたとき	報告【→p3】	改善（又は対策）後，その内容について保健所長に報告してください。 *要綱第8条第2項	

1 簡易専用水道を設置したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	設置したとき *要綱第4条第1項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	簡易専用水道設置届（第2号様式）	
添付書類	簡易専用水道設置票	裏面に記載する建物の位置及び付近見取図、建物の概略図及び給水系統概略、受水槽の構造図、高置水槽構造図は、「別紙図面のとおりに」として別添としていただいてもかまいません。

2 届出内容に変更が生じたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更が生じたとき *要綱第4条第2項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	簡易専用水道届出事項（設備）変更届（第3号様式）	
添付書類	簡易専用水道設置票	施設設備の変更の場合のみ、添付してください。 裏面に記載する建物の位置及び付近見取図、建物の概略図及び給水系統概略、受水槽の構造図、高置水槽構造図は、「別紙図面のとおりに」として別添としていただいてもかまいません。

3 簡易専用水道を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	簡易専用水道を廃止したとき *要綱第4条第3項	
留意事項	受水槽の入替え等により、有効容量の合計が10m ³ 以下になった（簡易専用水道でなくなった）場合も、廃止届の提出をお願いします。	
手数料	なし	
提出書類	簡易専用水道廃止届（第4号様式）	
添付書類	なし	

4 衛生上の問題がある場合の措置について、登録簡易専用水道検査機関から助言を受けたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	登録簡易専用水道検査機関から助言を受けたとき *要綱第8条第2項	
留意事項	<p>（衛生上の問題がある場合の措置）</p> <p>設置者は、登録簡易専用水道検査機関から以下のいずれかについて助言を受けたときは、その内容について保健所長に報告してください。 *要綱第8条第2項</p> <p>(1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 水槽内に動物等の死骸があるとき。</p> <p>(3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められるとき。</p> <p>(4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがあるとき。</p> <p>(5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがあるとき。</p> <p>(6) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認めるとき。</p>	
手数料	なし	
提出書類	報告書（参考様式あり）	指摘内容及び改善内容（又は対策）については、具体的にその内容が確認できるよう、記載又は資料の添付をお願いします。